

「気候非常事態宣言・ゼロカーボンシティ宣言」の概要等について

草津市 くさつエコスタイルプラザ

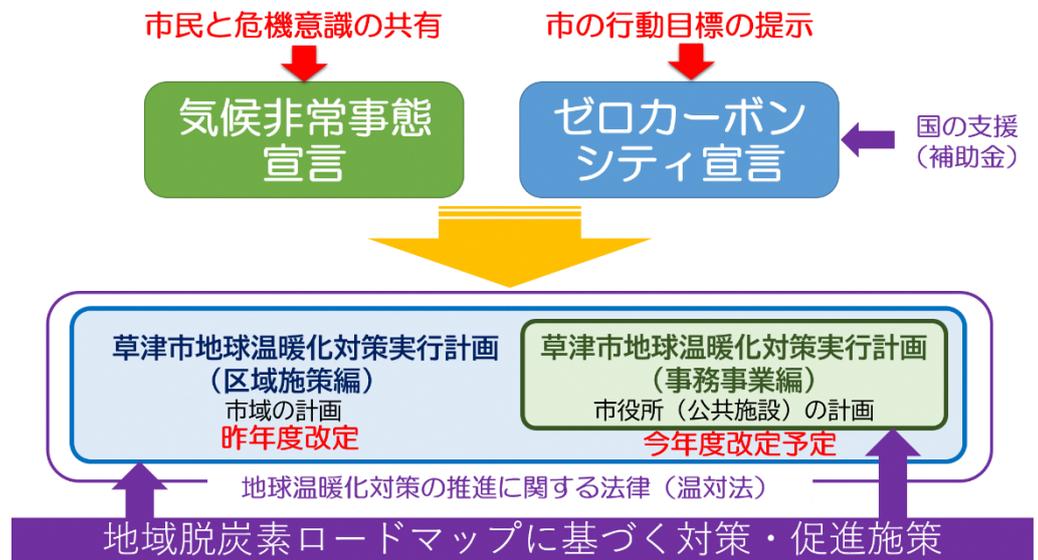
1. 背景

2016年に国連にて発行された「パリ協定」では、地球温暖化防止に向け、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するという目標が掲げられた。この目標を達成するため、世界では地球温暖化による気候変動を危機としてとらえ、国や自治体等が「**気候非常事態宣言**」(※1)をし、危機意識を共有する動きが広がっている。

一方、国内に目を向けると、国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、2050年に温室効果ガスまたはCO₂(二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「**ゼロカーボンシティ宣言**」(※2)を行う地方自治体が相次いでいる。

このような国内外の潮流を受け、本市においても早期に**気候非常事態宣言**を行い、市民と危機意識の共有を図るとともに、**ゼロカーボンシティ宣言**も同時に行うことで、具体的な行動目標を示す予定である。そのうえで、国の2030年目標、すなわち、2013年度比でCO₂排出量-46%達成に寄与するために、市としても排出量削減に向けた取組を加速する必要がある。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき策定している**草津市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)**については、2050年カーボンニュートラルを見据えた計画となるよう今年度改定を予定しており、まずは、一排出事業者である草津市役所として率先行動を示す予定である。



しかしながら、ゼロカーボンシティの実現には、市役所をはじめとする公共施設での取組だけでは不可能であり、CO₂排出5部門、すなわち産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門で具体的施策を検討し、市域全体で排出量を削減できるよう、部局横断的に全庁挙げての取組が必要である。

なお、市域の地球温暖化対策については**草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)〈草津市地球冷やしたいプロジェクト〉**において示している。先般、改正温対法が可決・成立し、計画において、新たに再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施目標を定めることが市町村に求められていることから、必要に応じて見直しを行う。

(※1)気候非常事態宣言

2021年6月時点では、全世界では1,000以上、国内では約90の自治体が宣言を実施。衆議院や参議院、環境省も実施している。国の明確な定義なし。

(※2)ゼロカーボンシティ宣言

2021年7月6日時点では417自治体が宣言を実施。国(環境省)の定義、認定があり、地球温暖化対策の補助を受けるための要件となる。

近江八幡市気候非常事態宣言

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

2015年に採択された「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を1.5℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和3年7月1日

近江八幡市長 小西 理